金融の問題を解決し
経営の立て直しを支援します！

経営改善計画策定費用　**モニタリング費用**

総額 2/3（上限200万円）負担!!

借入金の返済負担など財務上の問題を解決するため、認定支援機関の支援を受けて経営改善計画を策定し、経営改善を図りませんか。

秘密厳守　**相談無料**

本事業における企業規模の区分と費用の総額（消費税を含む）

中小企業区分	企業規模	費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額（モニタリングを含む）
小規模	売上１億円未満 かつ有利子負債１億円未満	100万円以下 （うちモニタリング費用は総額の1/2以下）
中規模	売上10億円未満かつ 有利子負債10億円未満（小規模除く）	200万円以下 （うちモニタリング費用は総額の1/2以下）
中堅規模	売上10億円以上または有利子負債10億円以上	300万円以下 （うちモニタリング費用は総額の1/2以下）

※認定支援機関とは

中小企業の経営相談等に対して**専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関**です。主な認定支援機関は、**税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関**等です。

経営改善支援センター

（公財）岡山県産業振興財団
〒701-1221 岡山市北区芳賀5301テクノサポート岡山４F

TEL 086-286-9704（直通）　FAX 086-286-9705　E-mail keieikaizen@optic.or.jp

電話受付 8:30～17:15 月曜日～金曜日（土・日・祝祭日は休み）

利用申請から支払までの流れ

申請受付中

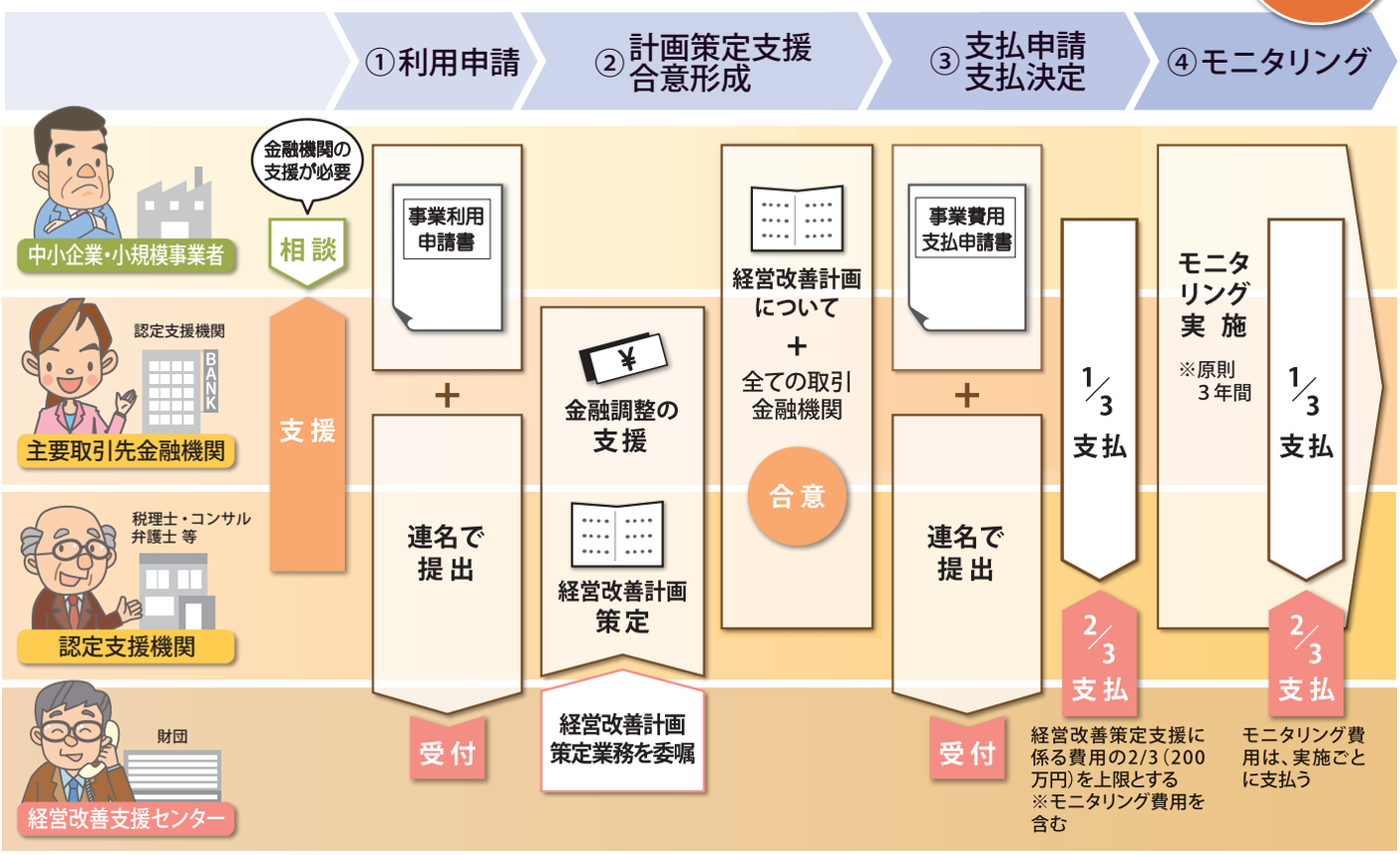

①利用申請

中小企業・小規模事業者 認定支援機関（主要金融機関・外部専門家等）	連名で「経営改善支援センター事業利用申請書」を経営改善支援センターに提出
経営改善支援センター	経営改善支援センター事業において「費用負担することが適切」と判断した場合は、その旨を代表認定支援機関に通知

②計画策定支援・合意形成

認定支援機関（主要金融機関・外部専門家等）	中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定・合意形成に向けた支援を実施

③支払申請・支払決定

中小企業・小規模事業者 認定支援機関（主要金融機関・外部専門家等）	計画について金融機関との合意成立後、連名で「経営改善支援センター事業費用支払申請書」を経営改善支援センターに提出
経営改善支援センター	内容を確認のうえ、支払申請の結果を代表認定支援機関に通知し経営改善計画策定支援に係る費用（モニタリング費用等含む）の３分の２（上限200万円）を支払う

④モニタリング

中小企業・小規模事業者 認定支援機関（主要金融機関・外部専門家等）	経営改善計画に基づき、モニタリングを実施して経営改善支援センターに報告するとともに、「モニタリング費用支払申請書」を提出
経営改善支援センター	内容を確認のうえ、支払申請の結果を代表認定支援機関に通知しモニタリング費用（経営改善計画策定費用等含む）の３分の２（上限200万円）を支払う